

社会福祉法人の新会計基準移行 help !!



第2回 拠点区分 その1

平成24年会計基準では新たに「拠点区分」という考え方が取り入れられました。注解によると「拠点区分は原則として予算管理の単位とし、一体として運営される施設、事業所又は事務所をもって一つの拠点区分とする。具体的な区分については、法令上の事業種別、事業内容及び実施する事業の会計管理の実態を勘案して区分を設定するものとする」となっています。まずは今までの区分と新会計基準の区分を比較してみます。

	12年会計基準	社会福祉法人モデル経理規定	指定介護老人福祉施設等 会計処理等取扱指導指針	24年会計基準
区 分 ・ 単 位	会計単位	会計単位		事業区分
	一般会計 社会福祉事業	一般会計 法人本部・定款記 載社会福祉事業		社会福祉事業
	特別会計 公益事業	特別会計 定款記載公益事業		公益事業
	特別会計 収益事業	特別会計 定款記載収益事業		収益事業
		特別会計とする社会福祉事業		
	なし	なし	会計区分	拠点区分
	複数施設運営→施設ごと 区分		(1)指定介護老人福祉施設	一体として運営される施設 等をもって拠点とする
			(2)養護老人ホーム	
			(3)軽費老人ホーム	
			(4)指定訪問介護等	
			(5)指定訪問入浴介護等	
			(1)～(3)施設で(4)(5)等 行う場合は含め処理可	
	経理区分	経理区分	セグメント	サービス区分
会計単位内部施設ごと	一般会計の経理区分→本部・ 定款記載社福事業ごと	会計区分ごとの介護サービ ス事業	拠点で実施する事業内容に 応じて区分	
原則本部及定款記載社 福事業ごと	同一種類事業を複数経営 → 一事業ごとに経理区分設定			

	12年会計基準	社会福祉法人モデル経理規定	指定介護老人福祉施設等 会計処理等取扱指導指針	24年会計基準
	複数施設運営→施設ごと 区分			
	経理区分で事業内容を明 らかにできない場合更に 細分化可能			
収 支 計 算	個別の事業ごとに経理区 分を設ける		事業ごとに独立した会計区 分とする	拠点区分資金収支計算書 第1号の4様式
	社福事業・公益事業・収 益事業を会計単位とする			事業区分資金収支内訳表 第1号の3様式
事 業 活 動 計 算 書	経理区分ごとに次期繰 越活動収支差額まで		セグメントごとに経常収支 差額まで	拠点区分事業活動計算書 第2号の4様式
				事業区分事業活動内訳表 第2号の3様式
貸 借 対 照 表	会計単位ごと		個々の事業ごとに作成	拠点区分貸借対照表 第3 号の4様式
				事業区分貸借対照表内訳 表 第3号の3様式
注 記	法人全体			法人全体注記の他、拠点区 分での注記あり
会 計 帳 簿	原則会計単位 経理区分 ごと可		各事業ごと	原則として各拠点区分ごと に仕訳日記帳及び総勘定 元帳を作成し備え置く
予 算	各経理区分ごとに収入支 出予算を編成	経理区分毎に編成		拠点区分は予算管理の単 位

今までは個々の施設中心であったことがわかります

しかし現実には複合的な施設が多く今までの区分では実態を会計面で表現することが
できなくなったということでしょうか。

詳しくは以下次号です。



ご意見・ご質問はこちらに

h-murata@yamadasougou.co.jp